

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団共同研究取扱規程

(目的)

第1条 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）における大学、企業等の外部機関との共同研究の取扱いについて定めることにより、当該共同研究を適正に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 「共同研究」とは、財団において、大学、企業等の外部機関と共通の課題について共同して行う研究をいい（以下、共同研究に参加する外部機関を「共同研究機関」という。）、財団の保有する再生医療用 iPS 細胞ストックの提供を行うもの及び共同研究機関に提供することを目的として細胞製造、品質評価等を実施するものを含む。

2 「研究代表者」とは、財団において、共同研究に参画する研究担当者を代表する者をいう。

3 「共同研究員」とは、共同研究機関において現に研究業務に従事している者であって共同研究のために財団が受け入れる者をいう。

4 「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権の対象となる発明
- (2) 実用新案権の対象となる考案
- (3) 意匠権の対象となる創作
- (4) プログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタルコンテンツの著作物

5 「特許権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権
- (2) 実用新案権
- (3) 意匠権
- (4) 著作権
- (5) 特許を受ける権利
- (6) 実用新案登録を受ける権利
- (7) 意匠登録を受ける権利

(受入れの要件)

第3条 共同研究は、次のいずれかに該当する場合に、受け入れるものとする。

- (1) 当該共同研究が財団における研究開発を推進するものであり、かつ、共同研究機関と共通の課題について共同又は分担して研究を行うことにより、優れた研究成果を期待できる場合
- (2) 財団が保有する再生医療用 iPS 細胞ストックを提供することにより、再生医療の実

用化に貢献すると期待できる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、財団にとって価値があると考えられる場合

(共同研究の成果の取扱いについて)

第4条 財団は、共同研究の成果のうち、再生医療等の健全な発展に寄与すると考えられる汎用的なものについては、その公開等に努めるとともに、共同研究機関に対してその要請を積極的に行うものとする。

(共同研究員)

第5条 共同研究員は、共同研究を行うため、財団が許諾する範囲において、財団の施設に立ち入り、設備を使用し、又は資料を閲覧することができるものとする。

2 共同研究員に係る秘密保持、事故処理等の取扱いについては、共同研究機関との間で締結する契約において定めるものとする。

(受入れの決定)

第6条 共同研究の受入れ（共同研究員の受入れを含む。）は理事長が決定する。

2 理事長は、前項の決定に当たっては、当該共同研究が第3条の定めに該当するものであることを確認しなければならない。

3 理事長は、決定に当たって、運営会議の意見を聴取するものとする。

(契約の締結)

第7条 理事長は、共同研究の受入れの決定後に、速やかに共同研究機関と契約を締結するものとする。

2 契約担当部署は、前項の契約に必要な事務を執り行う。

(研究経費の負担)

第8条 研究経費については、共同研究における財団及び共同研究機関の役割を踏まえ、財団は共同研究機関に対して研究経費を拠出し、又は共同研究機関から研究経費の拠出を受けることができる。ただし、再生医療用 iPS 細胞ストック事業（「公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団再生医療用 iPS 細胞ストック事業実施規程」に定める再生医療用 iPS 細胞ストック事業をいう。）による iPS 細胞の提供については、当該事業の提供料金と同額を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財団が実施する分化細胞等の細胞製造に係る共同研究であって、共同研究機関が大学等の学術研究を目的とする機関である場合には、当該共同研究機関に対して研究経費の拠出は求めないものとする。

3 前項の場合であっても、財団は、財団における研究活動を充実させるため、共同研究機

関と協議の上、次に掲げる費用について、共同研究機関に拠出を求めることができる。

(1) 細胞調製施設における衛生消耗品に係る費用

(2) 財団の職員が製造作業を担当した場合にあっては、その人件費に相当する費用

(研究料)

第8条の2 第6条の定めに基づき決定した共同研究の受入れが共同研究員の受入れを伴う場合には、財団は共同研究機関に対して、その受入れの名目として研究料を請求するものとし、その額は、共同研究員1人につき、1年度あたり50,000円(外税)とする。

2 共同研究機関からの共同研究員の受入期間を延長する場合の研究料の額は、当該共同研究員の研究期間を通算した期間に係る前項の規定による額とする。この場合において、当初の研究期間に係る前項の規定による額と通算した期間に係る前項の規定による額が異なるときは、共同研究機関はその差額の研究料を納付しなければならない。

3 納付された研究料は、いかなる理由によっても共同研究機関に対して返還しない。

(設備等の帰属)

第9条 第8条第1項の規定に基づき共同研究機関から拠出を受けた研究経費により、財団において共同研究の必要上取得した設備等は、財団に帰属するものとする。

2 財団は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究機関が所有する設備等を受け入れることができるものとする。

(研究場所)

第10条 財団は、共同研究の遂行上必要があると認めた場合は、当該共同研究に係る財団の研究担当者をして、共同研究機関の施設において、研究を行わせることができる。

(研究の変更又は中止等)

第11条 研究代表者は、共同研究の内容の変更、共同研究の中止又は研究期間の短縮若しくは延長の必要が生じたときは、速やかにその旨を理事長に報告する。

2 前項の報告があった場合の当該共同研究の内容の変更、共同研究の中止又は研究期間の短縮若しくは延長については、第5条から第7条までを準用する。ただし、別に定める軽微な変更については、第6条第3項を準用から除く。

(研究の完了報告)

第12条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、その旨を理事長に報告するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月31日に改定し、令和5年6月26日に遡って適用する。

附 則

この規程は、令和7年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月10日から施行する。